

vol.
294

令和6年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

向日葵

HIMAWARI



【東京都】清瀬ひまわりフェスティバル

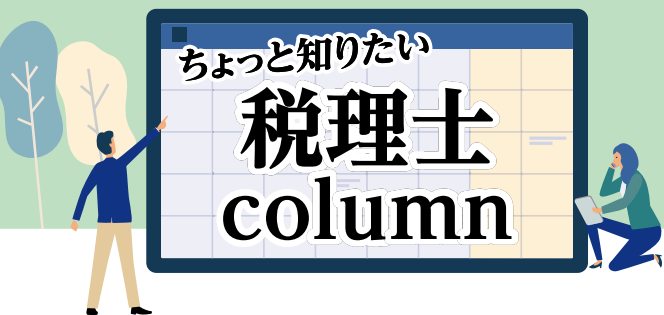
CONTENTS

- | | | | |
|------------------------------|--------|----------------------|-------|
| ちょっと知りたい税理士column | ▶ P2-3 | ご案内 法人会セミナー②／ | |
| 着任のごあいさつ／東村山税務署法人課税部門幹部職員等名簿 | ▶ P4-5 | 実施報告 生活習慣病検診 | ▶ P14 |
| わかりやすい事業承継／立川都税事務所からのお知らせ | ▶ P6 | 人人 | ▶ P15 |
| 実施報告 本部研修会／ | | 法人会入会案内／会統一会員増強デー／ | |
| 地球温暖化防止への法人会の取り組みについて | ▶ P7 | 絵はがき募集 | ▶ P16 |
| 社労士コラム | ▶ P8 | 実施報告 通常総会／令和5年度東村山法人 | |
| 地域の名所／実施報告 女性部会研修会 | ▶ P9 | 会活動功労者等発表 | ▶ P17 |
| 実施報告 青年部会第2回経営講演会／ | | 実施報告 交流会／署との名刺交換会／ | |
| 青年部会出前授業 | ▶ P10 | ご案内 国内研修 | ▶ P18 |
| 実施報告 税制セミナー等 | ▶ P11 | 法人会行事案内／受託社コーナー | ▶ P19 |
| ご案内 法人会セミナー① | ▶ P12 | レシピ | ▶ P20 |
| 会社紹介 | ▶ P13 | | |



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「もし自社の株主に相続が発

0 はじめに

事業承継を考える上では、株式についての取扱いを理解しておくことがとても重要です。

今回のテーマは「もし自社の株主に相続が発生したら…」です。中小企業の株主に相続が発生した場合、その株主が持っていた株式はどうなってしまうのか。この機会に、一緒に確認していきましょう。

1 放っておくと株式は分散する

株主に相続が発生した場合には、不動産や預貯金を相続人が取得するのと同じように、その株主が持っていた株式については、その株主の相続人が取得することになります。そのため、遺言がなく、相続人が複数人いる場合には、会社経営とは関係のない人物にまで、株式が渡ってしまうこともあります。

▶「譲渡」と「相続」による移転の違い

一般的に中小企業の場合、ある株主が自分の持つ株式を他人に譲渡しようとするときは、会社にその譲渡を承認してもらう必要があります(株式譲渡制限の定め)。そのため、株式が会社にとって好ましくない人物へ渡ってしまうようなときは、その「譲渡」を承認しなければ、渡ることはありません。

しかし、相続によって株式が相続人に渡る場合においては、会社側が承認するというプロセスはありませんので、その株式が相続人へと渡ることを阻止することはできません。そのため、会社経営とは全く関係のない人物に、自社の株式が渡ってしまうことが十分に考えられるのです。会社経営に参加していない人物等へと株式が渡ってしまうと、配当を毎年請求されたり、株主総会での対応に追われたり、なんてこともあり得ます。

2 分散する株式を取り戻す

相続による株式の分散を防止する方法はないのでしょうか。

相続により株式を取得する相続人との関係性などによって、実際に利用できる方法は限られてきますが、株式の分散を防止する方法はありますので、その方法を順番に見ていきましょう。

① 合意による取得

相続によって株式を取得した相続人と話し合せて、その相続人の合意のもと、買い取る方法です。

イ) 相続人に譲渡承認請求をしてもらい、会社またはオーナー個人で買い取る方法

ロ) 株主総会の特別決議を経て、相続人へ買い取る旨の通知をして買い取る方法(会社法162条)

これらの方法であれば、特定の株主から株式を買い取ることができます。

通常は、会社が特定の株主だけから株式を取得する場合には、他の株主に対しても「あなたにも売るチャンスがありますよ。どうしますか?」とお尋ねをする必要があります(売主追加請求権の通知)。そのため、結果的に特定の株主だけから取得することができるとは限りません。

しかし、相続人から取得する場合には、この売主追加請求権の通知の規定は、適用されないため、ピンポイントで相続人からのみ取得することが可能です。

ただし、上記の方法は、相続人との合意が必要であり、相続人が応じない場合には、使えません。

② 強制的取得(売渡請求制度)

会社は定款に「株主に相続が発生した場合には会社が相続人に株式を売り渡すよう請求できる。」と定めておくことができます(売渡請求制度)。

社長の皆さま 生したら…」について解説します！

税理士
町田 恵一

自社の定款にこの文言を書いておけば、ある株主に相続が発生した場合、会社は相続発生後1年以内であれば、株主総会の特別決議の上、相続人に対しその相続した株式を会社に売り渡すように請求することができます。この請求を受けた相続人は、売り渡すことを拒むことはできません。

つまり、この売渡請求制度を利用すれば、相続によって各相続人が取得した株式(会社側から見ると分散してしまった株式)を、会社都合で強制的に取り戻すことができるのです。

ただし、取り戻す時の株式の売買価格については、会社と相続人との間で合意が必要です。この売買価格について、お互いに合意できない場合には、裁判所に「売買価格決定」の申立てをして、決めてもらうことになります。この申立ては、売渡請求日から20日以内にする必要があります。このため、裁判所への申立て準備をしてから「売渡請求」を行うことが肝要です。

上記1,2の他にも、種類株式を活用する方法などありますが、今回は割愛します。

3 「売渡請求制度」の注意点！

上記の売渡請求制度は、強力な制度と言えますが、オーナー経営者に相続が発生した場合にも、利用できてしまうため注意が必要です。

売渡請求制度を利用するためには、まず、誰に対して売渡請求をするのか(相手)とその株式数について、株主総会の特別決議で決めることになっています。しかし、この時、売渡請求の対象となる相続人には議決権がありません(会社法175条2項)。つまり、その対象となる相続人は、売渡請求についての取り決めをする株主総会で発言できないのです。

そうすると、他の株主だけで話し合っ、オーナー経営者の相続人(例えば後継者)に対して売渡請求を行い、その株式を強制的に買い取ることができてしまいます。

この制度を上手いこと利用して、相続人である後継者が株主から排除され、他の株主により会社が乗っ取られてしまうリスクがあることに注意が必要です。

あまり現実的ではありませんが、非支配株主がこのようなことを起こす可能性がある場合には、一定の対策をしておくことが重要です。遺言や持株会社を利用する方法など、いくつか考えられる対策がありますので、専門家と一緒に慎重に検討されることをお勧めします。

4 まとめ

今回は、株主に相続が発生した場合の株式について、会社法上の取り扱いをご紹介しました。

やはり、事業承継を考える際には、株式についての理解が欠かせません。今回の内容を念頭に置いて頂ければ、今後事業承継を考えていく中で、少しはお役に立つのではないかと思います。

Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。
中央大学卒。2児の父。剣道二段。
地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。

「遠慮なくなんでも相談できる。」「地域密着で何かあったらすぐに対応してくれるから安心。」との声も多く、一人一人のお客様と真剣に向き合っていく姿勢が評判。

《事務所》町田総合税理士事務所

《所在地》〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》042-404-2973

《HP》<https://machida-gtax.com/>

着任のごあいさつ

東村山税務署長 小林 正彦



公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により東村山税務署長を拝命し、東京局徴収部国税訟務官室から転任してまいりました小林でございます。前任の本橋同様、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして会員企業に寄り添うとともに、例年各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、野球教室と税金クイズを交えた租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールなど、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に寄与する活動や取組を幅広く活発に展開されているとお聞きしております。

昨年には創立50周年を迎えられ、その足跡とともにこれまで皆様が行われてきましたこれらの活動や取組は、税務行政の円滑な運営のために欠くことのできない、大きな役割を果たしていただいております。改めまして、皆様の活動や取組に深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

令和5年分の確定申告より開始したマイナポータル連携による給与情報の自動入力につきまして、会員の皆様への制度周知及び源泉徴収票のe-Tax提出依頼に御協力をいただき感謝を申し上げますとともに、制度の定着と、ひいては納税者の利便性の向上のため、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

国税当局としましては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、本年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、貴会の皆様方との連携・協力は欠かすことのできない大変重要なものと考えております。

貴会の皆様におかれましては、引き続きe-Taxの利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進を会員の皆様方に対して、働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

第21回 わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

7月は梅雨真っ盛りのはずですが、今年は梅雨入りも遅く、また7月に入ってから梅雨明けを思わせる暑い日々が続いています。想定外の暑さは命の危険もあります。決して我慢せずエアコンを活用し、適宜水分補給をしながら、暑さを凌いで乗り切ってください。

さて、今回は、「特例承継計画」の提出期限延長（令和6年3月末から2年間延長され、令和8年3月末まで）と、延長に伴う留意点（後継者を今年中に役員にする必要がある）についてお伝えしました。

今回は、前回記載した上記留意点が緩和されるかもしれないという情報についてお話ししたいと思います。

実行計画改定版の原案ポイント	
事業承継税制	2025年以降の後継者の役員就任でも税優遇
M & A（合併・買収）	過度な仲介手数料の請求防止へ情報開示要請
省力化	建設・物流の人手不足解消へ補助金の対象拡大
海外投資家の誘致	株式譲渡益への課税のあり方を検討
iDeCo	拠出限度額を大幅に拡充
公務員年金	積極投資に向けてCIO・専門人材登用

6月6日に日経新聞デジタル版（左記図表共日本経済新聞）によると、政府の「新しい資本主義実現会議」（議長：岸田文雄首相）が取り纏めている実行計画改定版の原案に、以下の記載がありました。『中小企業などの事業承継を後押しする税制優遇の特例措置について、現行は2024年末となっている後継者の役員就任期限

を25年以降に延長する。』

上記の通りだと、贈与税の納税猶予を受ける場合に必須の「後継者が株式を贈与される前に役員就任後3年以上経過」要件が撤廃されるということです。現状だと2027年（令和9年）12月末までに贈与（相続の場合、そもそも後継者役員3年要件はない）をしないと、特例の適用を受けることが出来ません。逆算すると、少なくとも今年中に後継者が役員登記をしなければなりません。今年中に登記をしないと特例期間までに役員経過3年要件を、物理的に満たすことが不可能になるからです。今回これらの要件が緩和されると、来年度以降に役員登記した場合でも特例の適用が出来ることになります。

これは一見歓迎される話ですが、冷静に読み取ってみると、今回の措置は「特例期間の延長はもう絶対にありません」と政府が宣言している可能性が考えられます。何故なら、仮に特例に期限がなければ、あえて要件を緩和する必要がないからです。仮に従来のままの要件で今年中に後継者が役員登記をしなかった場合、延長された特例承継計画を令和8年3月末までに提出したとしても、贈与税の納税猶予の適用に関しては実質ノーチャンスとなります。

今回の措置は、特例承継計画が延長されたことにより生じた「歪み」を是正するための緩和の可能性が考えられます。いずれにしても、将来的な事業承継を検討している会社は、早めの後継者役員就任が望ましいといえます。

執筆 じょうこう さとる
Profile 中小企業診断士 上甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office 4月1日から新オフィスに移転しました（住所以外の変更はありません）
株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区湯島町2番26号 SKビル4階
☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604
✉ joko@kokudokoue.co.jp 🌐 http://www.kokudokoue.co.jp/

立川都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。

💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。

💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いたいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



本部研修会 実施報告

令和6年6月6日(木) 第12回通常総会終了後、同会場において本部研修会を開催しました。講師に料理研究家の服部幸應氏をお招きし、「食育のすすめ」と題して講演をいただきました。服部氏は食育は「選食脳力」「しつけ」「食糧問題」の3つの柱が基本であり、その為には食卓教育が重要であると述べられました。参加者からの質問にも丁寧にお答えいただき、食について考える良い機会でした。



服部幸應氏



研修状況

地球温暖化防止への法人会の取り組みについて

法人会は中小企業による「地球温暖化対策報告書」提出促進に協力しています。

東京法人会連合会は東京都が平成22年度より開始しました地球温暖化対策報告書制度の推進に協力しており、東村山法人会としても、令和5年度は68社にご協力を頂きました。

※事業所エネルギー使用量や省エネ対策を把握して、年1回、東京都に報告する仕組みです。

【対象】所有または使用している都内の事業所(オフィス・工場・店舗など)が対象です。

「地球温暖化対策報告書」に取り組む主なメリット

- 1 電機や水道等の使用料を把握する習慣がつき、光熱水費の削減につながります。
- 2 地球温暖化対策に取り組む事業者として東京都HPIに掲載されます。
- 3 省エネ機器導入費用に応じた事業税の減免制度など各種支援制度への申込が可能になります。

また、中小企業者向け省エネ促進税制を利用する際は、提出が必要になります。

設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免します。

- ・減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします。
- ・減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む)は、翌事業年度等の事業税額から減免できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください。法人会事務局にお尋ねください。

なお、東村山法人会HPトップページ「地球温暖化対策報告書制度」よりアクセスして報告書の提出手続きが可能です。またはQRコードよりアクセスしてください。

【問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



今後施行される 社会保険制度の改正への対策とは？

ご存じの通り、本年10月より社会保険の適用要件が改正され、企業の厚生年金保険の被保険者数が「現在101人以上」という要件が、「51人以上」という要件になり、当該企業で働くパート・アルバイトには、次のイ～ニの4要件も全て充足された場合、新たに社会保険が強制適用されます。

- イ 週20時間以上の所定労働時間 ロ 月収88,000円以上 ハ 学生でないこと
ニ 2か月以上の継続勤務

この改正により、必然的に企業の人件費増加が予想されます。そのため、次のような対策を取ることが重要となります。

- 1 生産性の向上:** 労働生産性を向上させることで、人件費の増加を抑制することが必要です。具体的には、個別の業務遂行プロセスや順序及び人員配置の見直し、ITツールの導入、個々のスキルアップ研修などにより、同じ時間でより多くの仕事をこなせるようにすることが求められます。一方、生産労働力人口の減少対策として、多様な人材の活用（女性の活躍推進、障害のある方に合わせた労働環境の工夫、外国人労働者の採用、定年者等の高齢者の労働条件の見直し、パート・アルバイトの本格的な採用・教育・定着化等、ダブルワーカーやフリーランサーの活用等）が考えられます。
- 2 設備投資:** 生産効率や安全性を上げるための設備投資も重要です。これにより、人件費に加え、他の運営コストも削減できる可能性があります。
- 3 公的支援制度の活用:** 社会保険料は会社の折半負担が大きいことが課題ですが、パート等の社会保険の適用拡大に関して、企業で利用できる公的支援制度があります。（例「キャリアアップ助成金」や「社会保険適用促進手当」等）
- 4 労働時間の最適化:** さらに労働時間を最適化することで、人件費の増加を抑えることが可能です。具体的には、シフト管理の見直し、テレワークの導入、定時退社日の設定、フレックスタイム制導入等を通じて、必要な労働力を確保しつつも、無駄な人件費を削減することが考えられます。
- 5 パート・アルバイトの正社員化:** パート・アルバイトを多様な正社員（職務、勤務地、勤務時間限定）に転換させることで、社会保険料の負担を分散させることが可能であり、また、正社員化により、従業員のモチベーション向上や離職率の低下にもつながります。

以上、これらの対策はほんの一部ですが、各企業の実態により最適な対策を労使が十分に協議して構築することが肝要です。毎年10月の最低賃金の改定にも対応して、企業の生き残りのためには、変化に対応し続ける柔軟性が求められます。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2024年 8月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略 歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格—特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）

事 務 所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

多摩六都科学館

多摩六都科学館は、西東京市芝久保町のスカイタワー西東京に近接して位置しており、開館は1994年で小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市が運営しています。

館内は、展示物で試して科学する「チャレンジの部屋」、体の機能を再発見する「からだの部屋」、暮らしにひそむしきみを探す「しきみの部屋」、武蔵野の生きものや自然環境を紹介する「自然の部屋」、貴重な化石や岩石を観察できる「地球の部屋」の5つの展示室があります。また、プラネタリウムドームは世界最大級の大きさ直径27.5m。「サイエンスエッグ」と呼ばれ、足元から頭上まで星空や映像に包まれる傾斜型のドームです。1億4000万個を超える星々を映し出すことのできる投映機で、大型スクリーンにリアルな星空を楽しんでいただけます。

観察・実験・工作が楽しめる体験型のミュージアムへ足をお運びください。

特に、9月14日(土)には法人会主催で小学生を対象とした「租税・科学教室」を開催します。

詳しくは、東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお尋ねください。



報告

女性部会研修会

「プリザーブドフラワーアレンジメント」

女性部会主催第2回研修会が7月12日(金)に法人会館にて開催され、21名の方にご参加いただきました。

今回は、(株)東京有機の杉田佳子先生にお越しいただき、プリザーブドフラワーアレンジメントを楽しみました。

優しく、丁寧に説明していただき、和気あいあいと研修会は進んでいきました。最後に、設置場所、保存方法についても教えていただき、とても有意義な研修会でした。



青年部会

第2回 経営講演会 実施報告



7月28日(日)、青年部会第2回経営講演会として「野球トークショー」を開催いたしました。第1部は元西武ライオンズの4番打者であり北京オリンピック日本代表でもあるGG佐藤氏のトークショー、第2部はGG佐藤氏、ヤクルトや西武、日本ハムで活躍された米野智人氏、青年部会部会長を交えたトークセッションを行いました。当日は100名を超える来場者を迎え、盛り上がりつつもアットホームな雰囲気の中で事業を終えることが出来ました。本年は丁度オリンピックの年ですが、野球に限らず何かを極めた方のお話には深い含蓄と重みがあると感じた方が多かったのではないのでしょうか。

青年部会では今後も公益性の高い事業の開催をはじめ、東村山法人会の活動を広く知っていただけるような活動を展開して参りたいと考えております。



講師 GG佐藤氏



トークセッション (中央 米野氏 右 GG佐藤氏)



土田青年部会長



講演会状況



講師と青年部会員

青年部会

出前授業 実施報告



6月8日(土)西東京市立中原小学校(学校公開日)、6月22日(土)清瀬市立清明小学校(学校公開日)及び7月4日(木)清瀬市留津第7小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。最初に土田青年部会長より挨拶を行った後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、税金が無くなった街はとても不便になることを知ってもらいました。その後、アニメの内容を題材にしたクイズ5問を交えて税金の必要性についての理解を図りました。また、1億円(レプリカ)を披露し、その重さを体験してもらいました。各小学校とも司会・先生役の部会員に元気に対応してくれました。生徒さんには法人会けんた文房具等をプレゼントしました。



土田部会長

中原小学校



先生役:下平幹事 司会役:矢ヶ崎幹事

清瀬清明小学校



司会役:中野幹事 先生役:細山部会員



先生役:細山部会員 司会役:粕谷副部会長

清瀬第7小学校



先生役:細山部会員(母校) 司会役:吉村幹事

定額減税制度説明会

6月19日(水)東村山法人会館において、定額減税制度説明会を開催しました。

4月から行っていた同説明会の最終回でしたが、6月からいよいよ対応を求められる給与担当者の方が熱心に受講されました。また、署の担当官が個別の相談にも応じていただきました。



研修状況

税 務 教 室

6月20日(木)東村山法人会館において、東村山税務署喜久里法人審理担当官を講師にお迎えし、令和6年度第3回税務教室「減価償却の計算方法」を開催しました。下記のタイトル(科目)で年間を通じて開催していますが、興味のあるタイトルのみの受講も可能です。詳しくは事務局までお願いします。

- ▶ 第 4 回 8月8日(木) 15時から16時「寄付金と交際費の取り扱い」
- ▶ 第 5 回 9月12日(木) 15時から16時「適格請求書等保存方式の概要」
- ▶ 第 6 回 10月10日(木) 15時から16時「令和6年度税制改正の概要」
- ▶ 第 7 回 11月13日(水) 15時から16時「消費税のあらまし」
- ▶ 第 8 回 令和7年1月16日(木) 14時から16時「消費税申告書作成講座～原則課税～」
- ▶ 第 9 回 2月13日(木) 15時から16時「消費税申告書作成講座～簡易課税～」
- ▶ 第10回 3月13日(木) 14時から16時「法人税申告書作成講座」



研修状況

新設法人説明会

7月3日(水)東村山法人会館において、倉石秀直税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れポイント講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けますので、税務手続きや初めて申告等、不安な点など税に関する疑問をこの機会に質問してみたいかたが2か月に1度開催していますので、是非ご参加ください。また法人会から社会保険・労働保険の事務手続き冊子等をプレゼントしています。



研修状況



テキスト等

決算法人説明会

6月11日(火)及び7月4日(木)東村山法人会館において、會津隆行税理士及び牧野友彦税理士と東村山税務署担当官を講師にお迎えし、6月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官により個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



6月研修状況



7月研修状況

オンライン社会保険講座

7月4日(木)～7月31日(水)「オンライン基礎から学ぶ社会保険実務講座」を開講しました。社会保険の基礎知識を解説し、従業員の採用時から退職時まで会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等、実際に書類を作成しながら学べる講座として、社会保険に関する業務を担当している方や今後担当予定の方、そして事業主の方を対象に実施しましたが、「約1ヵ月もの間好きな時間・好きな場所で受講できる。大変わかりやすい。」と大好評でした。講師は税理士及び社会保険労務士として各種セミナーの人気講師として活躍している大里香織氏が担当しました。



大里香織氏

◎適用事業所の事務	
■ 事務内保	1.1
■ 電子申請の義務化	1.2
第3章 ◎適用事業所に關する手続き	
■ 保険関係成立	1.4
■ 任意適用申請	1.5
■ 適用事業所の種類	2.0
■ 特定適用事業所の適用・不適用	2.5

オンライン画面

ご案内

事業承継者のための従業員マネジメントセミナー

- 〈内 容〉 偉大な先代経営者の影響下で従事してきた従業員に対する効果的なリーダーシップ手法として、毅然と、かつ相手から受け入れられるアプローチ法について学ぶ
- 〈日 時〉 令和6年9月18日(水)15時～16時30分
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈定 員〉 30名 〈参加費〉 **無料**
- 〈講 師〉 川野智己氏(組織づくりLABO代表)

本セミナーの詳細は同封のチラシをご覧ください

ご案内

事業継続計画(簡易版BCP)策定講座

- 〈目 的〉 本講座は大規模災害発生時に従業員の皆様の安否確認を行い、事業を迅速に復旧・維持させるため、「事業継続計画(BCP)」を策定し、災害に備える
- 〈日 時〉 令和6年9月27日(金)10時から18時(お昼休憩を含みます)
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈定 員〉 10社程度(先着順) 〈参加費〉 **無料**
- 〈対象等〉 東村山法人会の会員・都内中小企業の経営者・BCP担当者
- 〈講 師〉 MS&ADインターリスクリーズ総研(株)
- 〈事務局〉 (公財)東京都中小企業振興公社
- 〈内容等〉 初めてBCPを策定する企業を対象に1日で簡易版BCPの完成を目指します

本講座の詳細は同封のチラシをご覧ください

ご案内

事業継続力強化計画セミナー

- 〈目的等〉 明日起きるかもしれない地震、水害、サイバー攻撃に備えましょう！
- 〈日 時〉 令和6年10月16日(水)16時から17時30分
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈定 員〉 40社程度(先着順) 〈参加費〉 **無料**
- 〈対象等〉 東村山法人会の会員・都内中小企業の経営者・BCP担当者
- 〈講 師〉 長谷川貴則氏 中小企業基盤整備機構・中小企業アドバイザー
- 〈共 催〉 AIG損害保険(株)西東京支店
- 〈内 容〉 第1部 取組事例に学ぶ「事業継続力強化」
第2部 リアルストーリー・拡大するリスク・新たなリスクに備えて

本講座の詳細は同封のチラシをご覧ください

自主的労働教育

ご案内

カスタマーハラスメント防止のための労務管理セミナー

- 〈内 容〉 ①注目すべきカスハラに関する裁判例等
よつ葉法律事務所 弁護士 内田直子 氏
- ②カスハラ予防の具体的対応策等
石津社労士事務所 特定社会保険労務士 石津雄美 氏
- 〈日 時〉 令和6年10月17日(木)14時30分～16時30分
- 〈場 所〉 東村山法人会館 〈参加費〉 **無料**

詳細は同封のチラシをご覧ください

会社 紹介

株式会社 千葉測量機

設立 1986年6月5日
業務内容 測量機器の修理・販売
取扱メーカー トプコン・ソキア
ペンタックス
営業時間 月～金9:00～18:00
(土日、祝日休)



会社のアピール

測量機器の修理とあまり聞き慣れない職業ですが道路とかで望遠鏡みたいな物を見たことがあると思います。そんな機械のメンテナンスを専門に行っています。

取扱メーカーはTOPCON、SOKKIA、を中心にPENTAXと国内で扱っている測量機や備品で修理不能な場合もありますので、販売もするようになりました。特にTOPCON、SOKKIAはメーカー研修も受講し当社内にて点検、調整は全て行える設備を設置しています（トプコン修理認定登録業者取得）

又、測量機器工業会校正。検査事業者認定も取得しています。

ユーザーは土地家屋調査士事務所が多く地域の土木関連、測量設計会社様もお取引しています。

会社の歴史

初代社長が三鷹市にて修理業として個人で初め、その後小平市に引っ越しをして有限会社へ、ユーザーとの取引の関係で1986年に株式会社へと、ご縁があり現在の店舗にて営業しています。

会社設立は登記簿上1986年となっていますが事実上の開業は私が生まれる前からとなりますので60年以上の歴史があります。

今後の抱負

当社のモットーは正確、早く、翌日の現場を止めないことを心掛けています。

基本修理、点検は当社内にてほぼ完結できる環境です。



ご案内

e-Tax・eLTAX講習会

参加費無料!!

- 〈内 容〉 ①e-Taxの概要 ②e-Taxの利用届出手続き 講師 東村山税務署担当官
①eLTAXの概要 ②eLTAXの利用届出手続き 講師 立川都税事務所担当者
- 〈日 時〉 令和6年9月26日(木)13時30分～16時
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈参加費〉 **無料** 〈定 員〉 3名

本セミナーの詳細は同封のチラシをご覧ください

ご案内

オンラインTACはじめての経理実務

経理実務について、1年間のスケジュールをイメージしながら実例を通して学ぶ事ができる講座です。はじめて経理実務に携わる方はもちろん、改めて基礎を見直したいという方にもお勧めです。教材は経理実務で必要となる書類をこの講座専用(非売品)のテキストとトレーニングシートを使用し、実務に即した書類作成の疑似体験にて、その数値が入る根拠を学びながらの講座で、実務の際の確認用としても役立ちます。

- 〈視聴期間〉 10月10日(木)～11月6日(水)4週間 オンライン講義
講義時間：約15時間 期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能！
- 〈対象者〉 これから経理実務を担当される方
経理実務を担当し、更にスキルを向上したい方
- 〈講 師〉 信澤 奈津美 氏 税理士(東京税理士会 所属)
- 〈受講料〉 会員 4,400円 / 非会員 5,500円

TAC講座の詳細は同封のチラシをご覧ください

ご案内

決算書作成講座&法人税申告書等の書き方講座

決算書・法人税申告書作成講座(全10回)

- 〈実施日〉 令和6年10月18日、25日、11月1日、8日、15日、22日、29日、12月6日、13日、20日
毎週金曜日13時30分～16時(全10回)
- 〈学習内容〉 ・決算調整の流れ・申告書を作成するための基礎知識・別表の作成・法人税の申告書作成
簿記3級程度の基礎知識がある方へご受講をお勧めします。
前半4回を決算書について、後半6回を法人税申告書作成について学習します。
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈講 師〉 東京税理士会東村山支部
税理士 篠原 幸彦 氏
- 〈定 員〉 20名(定員になり次第締切)
- 〈テキスト代等〉 正会員2,500円・賛助会員3,500円
一般4,500円(予定)
- 〈使用テキスト〉 清文社「基礎の基礎1日でマスター 法人税申告書の作成」使用予定

本講座の詳細は、同封のチラシをご覧ください

実施
報告

生活習慣病健診

7月初旬から令和6年度1回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施され、会員企業の約220名の方が受診されました。日本人の死因の約6割は、がんや心臓

病、脳卒中などの生活習慣病であり、生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの定期的な健診です。経営者や従業員とご家族のために継続的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診することができます。細部は、下段をご確認ください。なお、次回は2月に予定しています。是非、ご利用下さい。





清瀬支部
有限会社立野産業
代表取締役

篠宮 修 さん

平成16年より現在の場所（元町）で不動産業を営んでおります。

もともとは父親が現在の場所（昭和50年頃より不動産業を営んでおりましたので）家を継いだ形になります。父親の会社は清算しておりますので、今の会社は自分が24歳当時に設立した会社です。設立当時は内装業や不動産管理業などを生業としていましたが、父親の会社を清算するにあたり、平成14年より何人かの社員とお客様を引き継がせてもらい東久留米市内で事務所を設け不動産業をスタートしました。創業だけでなく二代目みたいな変わった立ち位置です。初めのころは20代で無知でしたので色々大変でした。特に初めて金融機関からお金を借りたことはとても緊張しました。借りられた安堵の気持ちとは裏腹に個人では絶対に返せないだろう金額の保証人になることに対し、押印する際に不安と緊張が入り



混じった複雑な想いは今でも押印の際に思い出します。

また、お客様や取引先のお相手の方もほとんどが自分より年上になるので、何も知らない自分はいつも緊張していて、年上の方には言いにくめられ、理不尽なことがあってもその時は上手く反論できず、後で悔しい思いをしたのですが、今では周りの方も年下の方が増え、仕事の経験もある程度積ませていただけたので最近はそのようなことも減ってはきましたが・・・

仕事の内容は賃貸物件の管理・仲介や土地建物の売買・仲介、宅地分譲など、よくある街の不動産業者です。ただ、弊社は清瀬にあるのですが、物件は父親の出身地である東久留米市内が多く、その中でも南沢というエリアが非常に多いというのが特徴になります。南沢あたりで不動産を探している方は是非、一度お問い合わせいただ



あった住まい、身の丈にあった車、身の丈にあった生活。何でも自分の身の丈にあったものかよく考えてから買うようにしています。

上を見ればキリがない。今こうして仕事をし、健康で普通の生活が送れることに感謝をし、人のお役に立つことができればそれが一番ありがたいことと思うようになってきました。20代の頃からこの仕事について父親以上の年代のお客様から沢山お話を聞くことができたこと、またその方たちは地域からの信頼も厚く立派な方ばかりでしたのでこのような考えになったのと思っています。

ただ、仕事に関しては身の丈にあったものばかり求めている成長できません。いただいたお話は努力し、勉強しながら、お客様のお役に立てるよう成長していきたいと思っています。

れば、いい縁があるかもしれない。不動産業は派手なイメージが多いと思いますが、われませんが、私は「身の丈にあった」という言葉を大事にしています。身の丈に

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

10月10日(木)は東村山法人会の会統一会員増強デーです!

〈会統一会員増強期間〉

10月10日(木)~11月9日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

また、福利厚生制度面として、次の半世紀への制度推進を模索するイノベーションを図るという意味で、5年度・6年度の2か年をかけて新たな協働施策「Challenge100」に取り組んでいます。

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局または受託3社にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

「Challenge100」

- ・事務手数料100億円にチャレンジする
- ・次の100周年に向けて礎を築く
- ・法人会の飛躍(ひやく)

2024年度challenge100目標について

各社ごとの令和6年度新契約件数目標(単位:社) ※実績は令和6年5月末現在

	合 計		大型保障 (大同生命)		ビジネスガード (AIG損害保険)		がん保険 (アフラック)	
	実績*	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
東村山	50	365	31	196	12	103	7	66
東法連合計	2,900	14,528	1,596	6,878	666	4,571	638	3,085

第11回 税金に関する絵はがきコンクール

だいぼしゅう
大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

1. テーマ 税金に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2. 応募資格 小学生が対象です。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税金に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可とします。

(応募先・お問い合わせ先)

〒189-0014 東村山市本町1-23-6

☎042-394-7654・FAX042-392-3820

公益社団法人 東村山法人会 □ 女性部会

5. 応募締切 2024年11月7日(木)

【問い合わせ等】応募用紙は、東村山法人会HPからダウンロードできますが、事務局(☎042-394-7654)にお電話いただければ、送付します。

公益社団法人東村山法人会の第12回通常総会が令和6年6月6日(木)、ホテルエミシア東京立川において関係団体のご来賓のご参加を得て開催されました。

青年部会粕谷副部長司会の下、鎌田副会長による開会の辞に続いて昨年度の物故会員に対する黙とうが行われました。その後、村野会長が挨拶され「昨年度は創立50周年を迎えることができました。7月に開催した記念式典や祝賀パーティ等にも多くのご来賓や会員各位にご参加いただきましたが、これまで活動できたことへの感謝と更にこれから地元に貢献できる魅力ある団体となるべく、会員一同決意を新たにいたしました。そして、今年度51年目に突入いたしました。引き続き、税のオピニオンリーダーとして、昨年度から始まったインボイス制度や電子帳簿保存法、そして今月から対応を求められている定額減税制度等の税に関する事項の周知やセミナーを重視して行い、会員企業の発展や地域の振興に寄与して参ります。」と述べられた後、村野会長が議長となり、下記の議案が承認されました。

その後、来賓を代表して本橋東村山税務署長と伊藤立川都税事務所長代理副所長にご祝辞をいただき、細山副会長の閉会の辞で総会を終了致しました。

— 第12回通常総会決議のご通知 —

第12回通常総会において、下記の通り議案が報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

報告事項

- (1) 令和5年度事業報告
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
 - (2) 令和6年度事業計画
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
 - (3) 令和6年度収支予算
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
- 本件は、上記の内容を報告致しました。

決議事項

令和5年度決算承認の件
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
本件は、原案通り可決承認されました。

公益社団法人 東村山



村野会長



本橋東村山税務署長



伊藤立川都税事務所副所長



総会状況

令和5年度

法人会活動功労者発表

(支部順・敬称略)

令和5年度に功績のあった支部、会員への表彰状を例年、通常総会の場において表彰式を開催し、以下の方々が受表彰されました。なお、受表彰の方々には、賞状と副賞を郵送させていただきました。

★会員増強功労(努力)表彰

(1) 目標達成率上位支部

西東京第3支部 東村山第3支部 小平第2支部

(2) 個人努力賞

イ 優秀賞

ア 最優秀賞

(東村山第3支部) 柳澤一夫

(西東京第3支部) 鎌田忠詞

(小平第2支部) 林 研志

★2 本部委員会活動功労者表彰 (支部順・敬称略)

(1) 総務委員(5名)

(東村山第6支部) 下澤由起夫

(小平第2支部) 松永定義

(小平第3支部) 加藤 健

(西東京第2支部) 松本敦彦

(東久留米第3支部) 篠澤史郎

(2) 組織・厚生委員(8名)

(東村山第1支部) 中澤徳子

(東村山第6支部) 三馬教子

(小平第4支部) 伊藤連邦

(西東京第1支部) 岡部行広

(西東京第2支部) 小堀好美

(西東京第4支部) 奥山洋行

(清瀬支部) 竹下道成

(清瀬支部) 皆川孝広

(3) 税制・社会貢献委員(6名)

(東村山第6支部) 吉村昇馬

(西東京第1支部) 飯島伸一

(東久留米第2支部) 吉田 茂

(東久留米第3支部) 落合睦子

(東久留米第4支部) 野崎悦子

(女性部会) 三馬教子

(5) 事業研修委員(4名)

(東村山第1支部) 町田一成

(東村山第6支部) 熊谷晃佑

(4) 広報委員(4名)

(東村山第6支部) 小林智子

(西東京第4支部) 高石英一

(東久留米第1支部) 野島貞夫

(東久留米第3支部) 生井智浩

(小平第2支部) 早坂直美

(清瀬支部) 菊地政明

★3 支部活動功労者表彰(16名)

(1) 東村山(4名)

(第1支部) 岡野洋子

(第2支部) 小山雅由

(第3支部) 篠田耕治

(第6支部) 小林智子

(2) 小平(4名)

(第1支部) 水間康夫

(第2支部) 早坂直美

(第3支部) 窪田忠治

(第4支部) 白井正子

(3) 西東京(3名)

(第1支部) 富永雄二

(第2支部) 清水正幸

(第3支部) 成松保臣

(4) 東久留米(3名)

(第2支部) 若林 晃

(第3支部) 篠澤史郎

(5) 清瀬(2名)

(第4支部) 中山正二

(清瀬支部) 白井航也

(清瀬支部) 竹下道成

★6 部会活動功労者表彰(10名)

(1) 青年部会

(東村山) 福田豊明

(小平) 町田梨絵

(西東京) 矢ヶ崎泰幸

(東久留米) 吉田健太郎

(清瀬) 篠宮 修

(2) 女性部会

(東村山) 吉村加奈子

(小平) 前 かおり

(西東京) 成松幸子

(東久留米) 落合睦子

(清瀬) 松島仁巳

★7 福利厚生事業功績表彰

(1) 経営者大型保障制度推進優秀支部

ア 最優秀支部

東久留米第1支部

イ 優秀支部

小平第1支部

西東京第2支部

(2) がん保険加入優秀支部

小平第1支部

★8 保険会社推進員に対する感謝状

(大同生命) 鶴田眞理子 氏 (ユーアイファミリー) 藤原玲子 氏
(大同生命) 武内文子 氏

交流会実施報告

本部研修会に引き続き、土田青年部会長司会の下、隣接会場において交流会が開催されました。

ご来賓を代表して渋谷清瀬市長にご祝辞を頂いた後、東村山税務署三方副署長による乾杯のご発声により交流会が開始されました。楽しい雰囲気の中で参加者一同情報を交換しつつ親睦を深め、小川副会長による力強い三本締めで交流会を終了しました。



土田青年部会長



渋谷清瀬市長



三方副署長



交流会場



小川副会長による三本締め

署との名刺交換会

7月17日(水)東村山税務署において、新着任の小林署長をはじめとする税務署幹部の方々と法人会正副会長・副ブロック長との名刺交換会が行われました。今回の定期異動により三方副署長、坂本法人部門第1統括官、川口審理担当上席はご栄転されました。細部名簿等は、会報誌4. 5ページをご覧ください。



前列 小林新署長(中央)と法人会正副会長・副ブロック長

ご案内

国内研修のご案内

この度事業研修委員会事業として南九州地方での国内研修事業を計画致しました。日程・募集等の概要は、下記のとおりです。会員皆様方の参加をお待ちしております。

- ▶ 日 程：令和6年10月3日(木)～5日(土)2泊3日
 - ▶ 募集人員：20名(定員になり次第、締切とさせていただきます)
 - ▶ 移動手段：航空機、現地・貸切バス等
 - ▶ 研修先等：細部は、同封の案内チラシをご確認ください。
(研修先は天候等により変更になる場合があります)
- なお、今回の研修事業は、航空機を利用した遠距離かつ長距離の行程となるため、迅速な行動が求められます。

- ▶ 問合せ先：東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
9/ 4(水)	16:00	第2回総務委員会	法 人 会 館	9/18(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館
〃		小平ブロック夏季日帰り親睦バス旅行	国会議事堂他	〃	13:00	事業承継者のための従業員マネジメント	法人会館+Web
9/ 5(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	9/19(木)		日商簿記3級オンライン講座開講	オ ン ラ イ ン
〃	16:00	第3回広報委員会	法人会館+Web	〃	14:00	お悩み相談会	法 人 会 館
9/ 6(金)	15:30	第3回組織・厚生委員会	〃	9/25(水)	13:00	新設法人説明会	〃
9/12(木)	15:00	税務教室	法 人 会 館	9/26(木)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	〃
〃	14:30	第1回本部役員選考委員会	〃	9/27(金)	10:00	事業継続計画(簡易版BCP)策定講座	〃
〃	15:00	第2回理事会	〃	10/ 3(木)		法人会全国大会	鹿 児 島
〃	16:00	厚生連絡協議会	〃	〃	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
9/14(土)	10:00	租税・科学教室	多摩六都科学館	10/10(木)	15:00	税務教室	〃
9/17(水)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	〃		初めての経理実務オンライン講座開講	オ ン ラ イ ン
〃	15:00	東法連税制税務連絡協議会	全 法 連 会 館	10/15(水)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
〃	18:00	第5回青年部会役員会	法 人 会 館	10/16(水)	16:00	事業継続力強化計画セミナー	〃
詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。				10/17(木)	14:25	カスハラ防止のための労務管理セミナー	法 人 会 館
				〃	15:00	東法連税を考える週間協賛講演会	グランドヒル市谷

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

daijido 大同生命保険株式会社

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市栄町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5F)
TEL 042-397-0861

T&D
T&D保険グループ

Recipe レシピ



トウモロコシの
蒸しパン

材 料

- トウモロコシ…………… 2本(可食部300g)
- 小 麦 粉…………… 300g
- ベーキングパウダー…… 5g

作り方

- 1 トウモロコシを洗い、皮を剥ぎ、実を切り落とす。
- 2 切り落としたトウモロコシをフードプロセッサーにかけて細かくし、小麦粉とベーキングパウダーを加えてペースト状になるまで混ぜる。
- 3 ボールに移して30分寝かせる。
- 4 耐熱ボールにトウモロコシの皮を敷き詰めて、その上に寝かせた生地を入れる。
- 5 蒸し器で15分蒸して完成。



トウモロコシの甘さが感じられます。



東久留米第1支部 野島 貞夫さん



募集



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

▶写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)

▶記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可



掲載時期 について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL : 042-394-7654
e-mail :
info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



齋藤登次長

事務局職員の採用

7月16日付で齋藤登次長が採用になりました。
これからよろしくお願いします。

プレゼント

表紙の写真や記事が採用となった方には法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会 HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [294号] 令和6年8月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載